

## 令和2年度第3回広島県自立支援協議会議事録(案)

1 日 時	令和3年3月25日(木) 15:30~17:30
2 場 所	広島市中区基町10-52 WEB・広島県庁 本館R階 R1会議室
3 出席委員	石井委員, 大田委員, 岡本(智恵子)委員, 岡本(英登)委員, 小田委員, 金子委員, 橘高委員, 熊澤委員, 後藤(淳子)委員, 林委員(代理出席:宮原 洋), 寶子丸委員, 森木委員, 彌政委員, 横藤田委員, 善川委員, 米川委員, 岩崎委員, 西丸委員, 有馬委員(代理出席:浜家主査), 玉岡委員, 三浦委員
4 議 題	(1)令和2年度部会報告について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL(082)513-3161(ダイヤルイン)
6 議 事	(1)令和2年度部会報告について ○資料1-1から1-4により, 障害者支援課から説明, 各専門部会部会長(相談支援・研修部会, 就労支援部会, 障害者差別解消支援地域協議会, 医療ケア児等支援部会)から意見及び補足説明 ○質疑応答 (2)令和3年度広島県障害者支援課主要事業の概要について ○資料2により, 障害者支援課から説明 ○質疑応答 (3)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画について ○資料3-1から3-2により, 障害者支援課から説明 ○質疑応答 (4)精神障害者地域包括ケア促進事業(通院医療費助成)について ○資料4により, 障害者支援課から説明 (5)防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業について ○資料5により, 障害者支援課から説明 ○質疑応答 (6)新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備状況等について ○資料6により, 薬務課から説明 ○質疑応答
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し, 意見を参考に改善に向けた取組を進めることで合意
8 主な意見等	(1)令和2年度部会報告について ○相談支援・研修部会 部会長: 今年度初めて実施したWeb研修については, 様々なトラブルは生じたが, 受講生からは肯定的な意見が寄せられ, 十分に目的を達成することができた。地域生活支援システムを進めていくためのアドバイザー派遣についても, Webにより実施することができた。 また, 県で主任相談支援専門員の研修を実施した。現在, 広島県には53人の主任相談支援専門員がいる。主任相談支援専門員は, 各法人のことだけではなく, 市町の相談支援体制の強化に寄与する目的で養成されているため, 今後も主任相談支援専門員を中核として, 各市町での相談支援体制を構築していきたいと考えている。 ○就労支援部会 部会長: 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の大きな変化等に

に伴い、非常に厳しい状況に追い込まれている事業所もある。工賃を引き下げると、事業所を運営する報酬にも影響するため、積立金の取り崩しにより工賃を維持しなければならない事業所も出てきているので、このことも考慮しながら計画を立てていかなければならないと考えている。

また、就労継続支援事業 A 型、B 型ともに、施設外就労支援に対する加算がなくなったことにより、施設外就労を中心に事業を行っていた事業所は大きな減収となる。

事業所の運営の在り方に係る大きな課題が出てきたと考えている。

会長： 積立金を取り崩さないで工賃を維持できない事業所も出てきていることであるが、実際に積立金をどの程度取り崩しているのか。また、積立金の取り崩しによって存続が困難になる事業所はどの程度あるのか。

部会長： 事業所ごとに工賃を維持するための積立を行っているため、1～2年はもつと思われるが、この状況が続くと工賃の支給が困難な事業所が出てくると予測している。割合については、事業所によって違いはあるが、2割程度削減しているところもあるので、それを補填するような積立金の取り崩しを行わなければならない事業所が出てくると予測している。

会長： 基準未達の事業所割合が 52.9%から 36.0%に減少したのは、どのような要因によるものか。また、基準未達の事業所の更なる適正化に向けては、どのような指導を行えばよいと考えているのか。

事務局： アドバイザー派遣やインサイトという会社のセミナー等の事業を活用することにより、一定の成果が見られると考えている。

また、平成 29 年の事案発生以降、改善の見込みがない、または、改善がかなり難しい事業所については、利用者の行き先を斡旋した上で、事業廃止届が提出されており、基準未達の事業所数が少しずつ減っている。

#### ○障害者差別解消支援地域協議会

部会長： 今年度は、部会の開催が書面会議となったが、来年度については、Web による実施も含め、開催の在り方について考えていきたい。

障害者差別解消法の改正について、6 月までの通常国会で議論されると思われるが、重要な点として、行政機関等のみに適用されていた合理的配慮の提供義務が、民間の事業者にも適用されることがある。

相談体制の整備については、今回の改正により、一定の追加があるのではないかと聞いている。

紛争解決の体制については、今回は、特に大きな改正はないと聞いており、地方公共団体の条例が大きな存在意義を持つことになると考えている。広島市は、昨年 10 月から条例を施行しており、1 か月前の時点では、紛争解決の問題が提起された事例はないが、今後生じる可能性があるため注目している。広島市で条例の制定に当たって議論した際も、市の条例のみでは紛争解決が難しい場合があり、県の今後の対応が話題となっていた。条例を制定している都道府県も一定数あることから、広島県においても、条例により対応することは重要な課題となるのではないかと考えている。

委員： 広島市において、条例の策定に係る委員をしていたが、市町単位では、紛争解決が困難な事例が想定されるため、広島市とも協力し、広島県の条例を作っていただきたい。特に、千葉県は相談システムの面で優れた条例を制定しているので、参考としていただきたい。

また、広島市で障害者にやさしいお店という表彰制度ができるが、この制度が県内のすべてであると、色々な方にとって良いと思う。

会長： 2ページの「場所」について、行政機関と公共施設が多い。行政も職員対応要領の作成が進んでいるところであるが、どのような事案であったのか。また、行政機関と公共施設が多い理由をどのように考えているのか。

事務局： 行政機関については、警察や警察署、運転免許センター等における件数が増えているところである。公共施設については、公園や市の施設において事案があった。行政機関や公共施設は、他の手本となるよう配慮しなければならないため、職員対応要領に基づいた対応が徹底されるよう、市町に情報提供を行っていく。

会長： 職員対応要領は、市町役場や県庁に係るものであり、警察といった他の行政機関には関係がないのか。

事務局： 職員対応要領は、すべての行政機関が対象となり、それぞれの行政機関で策定されている。

会長： 広島市はeラーニング研修を実施したり、シンポジウムを開催して啓発したりしているが、規模の小さい市町ではこれらの取組の実施は難しい面もある。eラーニングであればどこでも受講できるので、広島市にお願いして、県内の他市町もeラーニングを受講できるようにし、周知を行えば、普及啓発も進むと考える。市町間の差を解消するためには、広島市のような大きな市の協力が必要であり、県から広島市にお願いをしてはどうか。

事務局： 普及啓発については、県内全体で取り組んでいかなければならないので、大きな市で開催されるものについては、周辺市町や全県で参加できないか調整を行う。

#### ○医療的ケア児等支援部会

部会長： 今年度は、医療的ケア児者に係る実態の把握、環境整備、人材育成の3つの観点から協議を行った。

医療的ケア児者に係る実態の把握については、今回の調査結果は288人であった一方、別の調査結果では400人程度と、3割程度の漏れがあったことが問題と考えており、来年度以降の調査方法について検討を行っていく。

環境整備については、今年度の医療型短期入所施設補助事業の実績が、今年度開設された市立三次中央病院で4名となった一方、尾三地区の尾道市立市民病院でゼロであった。尾道市の規模が大きいにも関わらず、このような差が生じた要因としては、PRが影響していると考えており、PRを適切に行っていく必要がある。

人材育成については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実地研修がなかなかできない状況であった。来年度は新型コロナウイルス感染症が落ち着く状況であれば、しっかりと実施していきたい。

来年度は医療的ケア児等支援者の連携体制や平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制の構築等、引き続き、医療的ケア児者への支援の充実に向けて議論を行っていく。

会長： 防災と福祉の連携による個別計画の策定について、高齢者プラン等には防災だけではなく感染対策も入っているが、医療的ケア児の場合は、感染対策は入っていない。変異型は子供にも感染するとの情報や、今後どのようにウイルスが変異するかわからないこと、他の新興感染症が流行する可能性、高齢者プランとの整合等を踏まえると、感染対策も必要な施策と考えるが、どのように考えているのか。

事務局： 資料には障害福祉の防災に係る計画のみを記載しているが、障害福祉

計画にも災害に対する備えだけでなく、感染症に対する備えについて記載している。また、後ほど説明させていただくが、来年度の当初予算にも、医療的ケア児やその介護者が新型コロナウイルスに感染した場合に対応するための予算を計上している。

部会長： 医療的ケア児や介護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にどのようにするか、部会の中で対応フローや予算等の検討を行っている。

#### ○令和3年度広島県障害者支援課主要事業の概要について

会長： あいサポートプロジェクトについて、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるが、オンラインでの開催は検討しているのか。

事務局： 新型コロナウイルス感染症に対応できるよう、オンラインでの開催等についても検討を行っている。

委員： あいサポート運動について、既に、大学ではオンラインによる学生向けの出前講座を行っている。大学は実習に行けない状況にあるため、非常に喜んでいただいた。

委員： 障害者情報アクセシビリティ向上事業について、詳細に説明していただきたい。

事務局： これまでITに関する事業については、平成16年度から障害当事者を中心とした事業展開を行っており、障害特性に配慮したパソコン、タブレット端末の体験講習会や相談支援等を実施してきた。これらの取組は、ワードやエクセルを利用するきっかけにはなるものの、社会参加やITによる就労促進等には結び付きにくいものとなっていた。

障害者情報アクセシビリティ向上事業については、障害者基本法に規定する「情報の利用におけるバリアフリー化」の考え方を踏襲しつつ、ITの利用のためには、当事者のみならず支援者のスキルアップが必要と考え、団体や事業所に対してニーズ調査等を行うとともに、日常生活に活用できる様々なコミュニケーションツールやアプリケーションを用いた実践的なワークショップ、ニーズ調査の結果に基づいたITによる課題解決に向けた取組等を行う予定としている。また、引き続き、相談支援の取組も継続することとしている。

委員： 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）の入力援助等を行っているのか。

事務局： 他の医師からも、医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）の入力に係る負担が大きいとの意見を伺っているが、当該システムは厚生労働省が構築したものであるため、厚生労働省に対して要望を行っている。

#### ○第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画について

委員： 県の計画だけでなく、市町の計画についても、わかりやすい版があれば、より関心をもつことができると思う。

事務局： 県の計画を各市町に周知する際に、わかりやすい版の作成についても周知を行う。

委員： 今後、広島県内の相談支援事業所において、医療的ケア児者に対する相談支援のために、看護師や保健師の相談支援員専門員を配置する予定はあるか。

事務局： 広島県の取組として、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を3年間継続して行っており、約120名の養成を行ってきた。医療的ケア児等コーディネーターが各地域における医療的ケア児等の相談支援の

中核となることを想定している。また、今国会で提出が予定されている医療的ケア児支援法案において、都道府県に医療的ケア児支援センターを設置することとなっている。これらも含め、重層的な支援体制の構築を行っていきたいと考えている。

委員： 過齢児問題については、国の社会保障審議会障害者部会において、協議会の設置が検討されているとのことであるが、どのような見通しなのか。

事務局： 現時点では、夏までに一定の方向性を示すということ以外、厚生労働省から示されているものはない。国から方向性が示され次第、県としても取り組めるよう準備を行っていく。

#### ○防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業について

委員： モデル市町は決まっているのか。また、個人情報の収集に係る手続きはどのように考えているか。

事務局： 個人情報の収集に係る手続きについては、県内全市町で作成されている避難行動要支援者名簿から、ハザードマップと避難行動要支援者の住所の照合、ケアマネージャーや相談支援専門員による情報等を踏まえて、個別避難計画が必要な者をピックアップし、市町が個人情報を把握していくことになると考えている。ただし、医療的ケア児や難病患者等については、市町だけでは正確な把握が難しいため、県が医療機関と連携して対象者数等の情報収集を行うなど、市町が個人情報を正確に収集できるよう、必要な支援を行っていきたいと考えている。

モデル市町については、予算要求時点では2市町としていたが、その後、内閣府から1都道府県たり3市町を目安にしていると連絡があったことを踏まえ、最大3市町での実施を検討している。なお、具体的な市町については、まだ決定していない状況である。

委員： ハザードマップと避難行動要支援者の住所の照合は、特に重要な個人情報となるので、情報セキュリティをどのようにするかについても検討していただきたい。

会長： 災害種別によって、避難の在り方や災害後の対応が大きく異なるため、バランスを考えてモデル市町を決定してほしい。

#### ○新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備状況等について

会長： 市町が接種券を住民票に基づいて送付する際、対象者が医療従事者かどうかはわからないが、医療従事者について、市町が送付する接種券と医療従事者に対する接種券との取り扱いはどのようにするのか、

事務局： 医療従事者については、基本的に県が発行する医療従事者に対する接種券で接種をしていただき、後日、接種後に市町から接種券が届いた場合、破棄していただくこととなる。

委員： 視覚障害者について、接種券が届いたことが確認できる手立てはとられているのか。また、予診票について、視覚障害者でも容易に記載できるものとなっているのか。そうでなければ、接種会場で代筆等の対応をとることができることとなっているのか

事務局： いくつかの市町では、点字や音声コードによる対応を行う予定であると把握している。全市町の実態は把握しきれていないが、視覚障害者に対して、合理的配慮を行うことをお願いしていく。

委員： 予診票は通常の予防接種と同様のものであり、視覚障害者や知的障害者については、介護者や主治医に記載してもらうことが基本になると考えられる。

	<p>委員： リモートでの交流会を行ったが、実際に会って交流をしたいとの意見が多くあるため、1人でも多くの方がワクチンを接種できるようにしていただきたい。また、ワクチン接種に関する情報については、できる限り分かりやすく伝えていただきたい。</p>
<p>9 配布資料</p>	<p>資料1-1 広島県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」令和2年度報告  資料1-2 広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」令和2年度報告  資料1-3 広島県障害者自立支援協議会「障害者差別解消支援地域協議会」令和2年度報告  資料1-4 広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児等支援部会」令和2年度報告  資料2 令和3年度 広島県障害者支援課 主要事業の概要  資料3-1 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画  資料3-2 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画（わかりやすい版）  資料4 精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）について  資料5 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業について  資料6 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備状況等について  参考資料 広島県障害者自立支援協議会設置要綱</p>